

倉吉市上下水道局企業管理規程第5号

倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月20日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局会計規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線の引かれた項及び号の細目（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線の引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(納付に使用できる証券)</p> <p>第22条 公営企業の収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は企業出納員、現金取扱員若しくは出納取扱金融機関等を受取人とする小切手等で、その権利の行使のため定められた期間内に支払のため提示又は支払の請求をすることができ、かつ、<u>手形交換のできる金融機関を支払人とするもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(証券の支払拒絶等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(指定納付受託者による納付)</u></p> <p>第23条の2 <u>管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、収入を収納する</u></p>	<p>(納付に使用できる証券)</p> <p>第22条 公営企業の収入の納入義務者が収入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は企業出納員、現金取扱員若しくは出納取扱金融機関等を受取人とする小切手等で、その権利の行使のため定められた期間内に支払のため提示又は支払の請求をすることができ、かつ、<u>次の事項に該当するもの</u></p> <p><u>ア 支払人 手形交換のできる金融機関</u></p> <p><u>イ 支払地 倉吉市（出納取扱金融機関等が支払が確実であると認めたときは、倉吉市の区域外を含む。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(証券の支払拒絶等)</p> <p>第23条 略</p>

ことができる。この場合において、同条第2項の告示は、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「財務規則」という。）第35条の2の定めるところによる。

(検収)

第47条 企業出納員は、たな卸資産の納入又は引渡し
の通知を受けたときは、遅滞なく検収しなければ
ならない。

2 前項の検収は、企業出納員が指定する職員に行
わせることができる。

(払出し)

第50条 主管課長は、たな卸資産を使用しようとする
場合は、第25条の規定にかかわらず、次に掲げる
事項を記載した文書によって企業出納員に報告し、
たな卸資産を払い出さなければならない。

(1)～(4) 略

2 業務課長は、前項の規定による払出しがあった
ときは、出庫伝票及び振替伝票を発行しなければ
ならない。ただし、振替伝票については毎月の払出
高に基づきこれを月の末日に発行することができる。

(行政財産の使用許可の基準等)

第76条の2 財務規則第148条から第150条までの規
定は、管理者が別に定めるものを除き、公営企業の
行政財産の使用許可について準用する。

2 略

別表（第13条関係）

勘定科目表

(1) 水道事業会計

収益勘定

款	項	目	節
水道事 業収益			
	略		
	営業外 収益		
		略	
		消費税及び 地方消費税 還付金	

(検収)

第47条 企業出納員は、たな卸資産の納入又は引渡
しの通知を受けたときは、遅滞なく検収しなければ
ならない。

(払出し)

第50条 主管課長は、たな卸資産を使用しようとする
場合は、第25条の規定にかかわらず、次に掲げる
事項を記載した資材請求伝票により当該使用しよ
うとするたな卸資産の払出しを業務課長に請求し
なければならない。

(1)～(4) 略

2 業務課長は、前項の規定による請求があったと
きは、出庫伝票及び振替伝票を発行し、当該払出し
を企業出納員に命じなければならない。ただし、振
替伝票については毎月の払出高に基づきこれを月
の末日に発行することができる。

3 企業出納員は、前項本文の規定による命令があ
ったときは、第1項の資材請求伝票に基づきたな
卸資産を払い出さなければならない。

(行政財産の使用許可の基準等)

第76条の2 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則
第30号。以下「財務規則」という。）第148条から
第150条までの規定は、管理者が別に定めるものを
除き、公営企業の行政財産の使用許可について準
用する。

2 略

別表（第13条関係）

勘定科目表

(1) 水道事業会計

収益勘定

款	項	目	節
水道事 業収益			
	略		
	営業外 収益		
		略	
		消費税及び 地方消費税 還付金	

	国庫補助金				
	県補助金				
	略				
略	略				
費用勘定	略				
資産勘定	略				
資本勘定	略				
負債勘定	略				
(2) 略					

	略				
	略				
略	略				
費用勘定	略				
資産勘定	略				
資本勘定	略				
負債勘定	略				
(2) 略					

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第22条の改正は、同年11月4日から施行する。